

和歌山県フグ処理者試験承認基準要綱

第1 目的

この要綱は、和歌山県フグ処理等に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第4の2の規定に基づき知事が承認するフグ処理者試験の基準等について定める。

第2 フグ処理者試験の承認

- 1 フグ処理者試験は、フグの処理に関する講習会等の実績を有する団体が実施する試験であって、かつ「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年10月31日付け生食発1031第6号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）別添に掲げる認定基準に適合する試験とする。
- 2 指導要綱第4の2の規定により知事の承認を受けようとする者は、様式1によるフグ処理者試験承認申請書に、フグの処理に関する講習会等の実績を示す書類及び次に掲げる事項を記載した試験実施計画書を添付して知事に提出するものとする。
 - (1) 試験委員
 - (2) 試験の実施日時及び会場
 - (3) 定員
 - (4) 受験申込み手続きの方法
 - (5) 受験料
 - (6) 試験科目及び実施方法
 - (7) 合否判定の方法
 - (8) 合格発表の方法
 - (9) 得点开示の方法
 - (10) 試験問題及び解答の公表方法
 - (11) その他試験の実施に必要と知事が認める事項
- 3 知事は、2の申請を受けたときは、内容を審査し、適正と認めるときは、様式2によるフグ処理者試験承認書を申請者に交付するものとする。
- 4 3の承認を受けた者は、試験実施計画を変更しようとするときは、様式3によるフグ処理者試験変更承認申請書を知事に提出するものとする。
- 5 知事は、4の変更申請を受けたときは、内容を審査し、適正と認めるときは、様式4によるフグ処理者試験変更承認書を申請者に交付するものとする。

第3 試験委員会の設置

フグ処理者試験の実施者は、試験を適正に実施するため、試験委員会を設置するものとし、その委員は、フグの種類鑑別に関する知識、有毒部位を除去する技術その他食品衛生及びフグに関する一般知識等を有する者又は食品衛生行政担当者のうちから2人以上を選任するものとする。

第4 実施報告

第2の3の承認を受けた者は、フグ処理者試験の実施終了後、速やかに様式5による実施報告書を、知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

様式 1

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

フグ処理者試験承認申請書

和歌山県フグ処理者試験承認基準要綱第2の2の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 試験実施日時及び会場

フグ処理者試験	実施日時	
	実施会場	

2 添付書類

- ・フグの処理に関する講習会等の実績を示す書類（募集案内、テキスト等）
- ・試験実施計画書（試験案内、試験審査基準等）

様式 2

和歌山県指令 第 号

所 在 地
団体名称及び
代表者氏名

フグ処理者試験承認書

和歌山県フグ処理者試験承認基準要綱第2の3の規定により、下記のとおり承認します。

年 月 日

和歌山県知事 ○ ○ ○ ○ 印

記

試験実施日時及び会場

フグ処理者試験	実施日時	
	実施会場	

様式 3

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

フグ処理者試験変更承認申請書

和歌山県フグ処理者試験承認基準要綱第2の4の規定により、下記のとおり変更申請します。

記

1 変更事項

変更前	
変更後	

2 変更理由

3 添付書類

- ・変更内容を具体的に記載した書類

様式 4

和歌山県指令 第 号

所 在 地
団体名称及び
代表者氏名

フグ処理者試験変更承認書

和歌山県フグ処理者試験承認基準要綱第2の5の規定により、下記のとおり変更を承認
します。

年 月 日

和歌山県知事 ○ ○ ○ ○ 印

記

1 試験実施日時及び会場

フグ処理者試験	実施日時	
	実施会場	

2 変更事項

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

名称

代表者氏名

フグ処理者試験実施報告書

和歌山県フグ処理者試験承認基準要綱第4の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 試験実施日時及び会場

フグ処理者試験	実施日時	
	実施会場	

2 受験者数等

受験者数 人

合格者数 人 (合格率 %)